

平成 24 年 3 月 9 日

内閣府地域主権戦略室 御中

国 土 交 通 省

作用法に基づく事務・権限について（地方整備局関連）

平成24年2月24日付けで貴府より照会のあった標記について、下記のとおり回答を提出させていただきます。

引き続き、議論を進めて参りたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

記

- | |
|------------------------------------------------------------------------------|
| 1 「条件付き移譲」と回答した国の施設の整備・管理に係る事務・権限のうち、「新たな事務類型」「国土交通大臣による特別の関与」を条件としているものについて |
|------------------------------------------------------------------------------|

【回答】

- これらの事務・権限については、2月3日付けでそれぞれ回答しているとおり、災害時の甚大な被害からの国民の生命・財産の保護や全国的な広域ネットワーク形成、国際競争力の確保などの国家的見地から、十分な整備・管理水準を確実に実現する必要があるため、移譲を実現するためには法律上新たな事務類型を設け、国土交通大臣による特別の関与を設けることが不可欠です。
- 貴府からは、一級河川及び国道については、指定区間制度に係る提案がありましたが、これについては例えば以下のような問題点があると考えます。
 - （1）一級河川について
（「河川管理者」について）
 - 広域的实施体制への移譲は、大臣から地方整備局長に委任されている事務・権限を対象とすることを前提に検討されて

いますが、河川法上、一級河川の河川管理者はそもそも国土交通大臣であり、ご提案のように「広域的实施体制を当該一級河川の河川管理者とする」ことにはなり得ません。

(指定区間制度の趣旨)

- 一級河川は国土保全上・国民経済上特に重要な水系に係る河川であり、河川法施行規則第2条の2で定められた基準に基づき個別に判断しながら、重要度が相対的に低い一部の区間について都道府県知事が整備・管理の一部を実施することとしているものです。

このように国土保全上・国民経済上特に重要な水系に係る一級河川を整備・管理する上で国と地方が役割を分担することとしている指定区間制度の趣旨に照らせば、指定区間外一級河川の相対的な重要度に何ら変更がない場合にもかかわらず、広域的实施体制の区域内について一律に国の役割がなくなるような指定をすることは、現行の河川法の体系上考えられません。

(2) 一般国道について

(指定区間制度の趣旨)

- 一般国道は高速自動車国道と一体となって全国的な幹線道路網の根幹を形成するものであり、道路法施行規則第1条の2で定められた基準に基づき個別に判断しながら、重要度が相対的に低い一部の区間について都道府県を道路管理者としているものです。

このように、ブロックの範囲を超えた全国的な幹線道路網の根幹を形成する上で国と地方が適切に役割を分担することとしている指定区間制度の趣旨に照らせば、指定区間内国道の相対的な重要度に何ら変更がないにもかかわらず、広域的实施体制の区域内について一律に道路管理者としての国の役割がなくなるようなかたちで指定を変更することは、現行の道路法の体系上考えられません。

(本省実施の事務・権限が移譲される不都合)

- 広域的实施体制への移譲は、大臣から地方整備局長に委任さ

れている事務・権限を対象とすることを前提に検討されていますが、仮に広域的実施体制の区域内の一般国道を全て指定区間外とすれば、現在本省で実施している予算措置やその前提となる計画の策定などについてまで広域的実施体制に移譲されることとなり、国が自らの事務として管理する場合と同等の高い機能や管理水準をブロックを超えて全国にわたって途切れることなく常時確保することが担保されない懸念があります。

3. ご提案に関しては以上のような問題点があると考えますが、一級河川、国道等の施設については、1. で述べたような国家的見地から十分な整備・管理水準を確実に実現する必要があるため、移譲を実現するためには法律上新たな事務類型を設け、国土交通大臣による特別の関与を設けることが不可欠だと考えているところです。

このため、国土交通省の回答を踏まえて検討いただいた上で、改めてご提案いただくようお願いします。国土交通省としても、それを受けて引き続き議論を進めて参りたいと考えています。

2 「移譲の例外」と回答した事務権限について

【回答】

1. これらの事務・権限については、2月3日付けで回答しているとおり、国の関与の在り方に関わらず、現行法制上広域的実施体制では実施できない事務・権限であり、貴府が提案している措置を含めて再検討したとしても、不都合は解決できず、広域的実施体制に移譲することはできないものです。
2. なお、貴府からご質問のあった都市再生機構に関連する事務を移譲しないこととする理由については、次のとおりです。
- 防災街区整備事業、住宅街区整備事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業の施行者としての都市再生機構に対する事業の施行

の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助については、これらの事業の認可権限と一体不可分のものですが、これらの事業の認可権限は地方整備局長に委任されていないため、広域的实施体制が実施することはできないものです。

- 密集市街地整備法に基づく従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務に係る認可は、都市再生機構法11条で規定された業務の特例を認めるものであるため、都市再生機構の業務に関する業務方法書の認可、中期計画の認可、年度計画の届出等独立行政法人通則法に基づく業務監督権限を有する国土交通大臣の認可にかからしめているものであり、これらの独立行政法人通則法に基づく権限を有しない広域的实施体制が実施することはできないものです。